

## 第26回大空町農業委員会総会議事録

平成28年7月26日 第26回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

### 1. 委員の出欠状況

#### (1) 出席者

|            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 1番 長尾 照幸   | 2番 石田 正俊   | 3番 井上 良幸   |
| 4番 早川 敏幸   | 5番 苫米地 正幸  | 6番 辻 功     |
| 8番 田中 秀雄   | 9番 川野 静雄   | 10番 小久保 謙  |
| 11番 藤野 雅隆  | 12番 田中 悟   | 13番 長谷川 伸一 |
| 14番 岩原 秀嗣  | 15番 晴山 棋一郎 | 16番 石田 敦   |
| 17番 齊藤 貞利  | 19番 岡内 祐一  | 20番 丹羽 真治  |
| 21番 江口 美世司 | 22番 石原 せつえ | 23番 岡本 シゲ子 |
| 24番 永倉 誠二  | 25番 山神 正信  |            |

#### (2) 欠席者

18番 澤井 忠雄

### 2. 職員の出欠状況

事務局長 作田 勝弥    主査 渡邊 豪    主事 安念 真人    主事 鈴木 聡

第26回大空町農業委員会総会議事録

(午後2時00分)

|      |   |
|------|---|
| 作田局長 | <p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第26回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、農業委員憲章を朗読いたします。</p>  |
| 委員   | <p>(農業委員憲章朗読)</p>   |
| 作田局長 | <p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>  |
| 山神会長 | <p>皆さん、ご苦勞様でございます。</p> <p>最近になってお天気も良くなって、例年ですともうちょっとしたら麦が始まるわけですが、今年はたぶん8月に入ってからかなと思っております。なんか28日29日、ちょっと天気が悪いような、雨が降るようなので、それでまたなじんで少しでも早く刈れば良いなと思っております。</p> <p>21日の3町の親睦の交流会という事で、今回もパークをしたわけですが、職務代理が個人のあれで第2位という事で、団体も2位でございます。来年も頑張っておりたいと思います。</p> <p>それとですね、先月の総会の後ですが、来年7月の改選に向けて農業委員の選出方法が変わりまして、その研究会という事で、9名の委員さんで色々お話をしたわけですが、まだ皆さんにお示しするまでには至っていないので、もう1度研究会を開いた後、皆さんにお話ししたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>今日はよろしくお願ひいたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。事務局長。</p> |
| 作田局長 | <p>6月24日開催の第25回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>   |
| 山神会長 | <p>ただ今より第26回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(午後2時5分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>諸般の報告をいたさせます。事務局長。</p>   |
| 作田局長 | <p>ただいまの出席委員は、23名であります。澤井委員から欠席の旨の連絡</p>  |

|       |   |
|-------|---|
| 山神会長  | <p>がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第5号までの合計36件であります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、1番 長尾委員、2番 石田正俊委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番から2番について譲受人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>                                 |
| 渡邊主査  | <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成28年7月26日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第1号所有権移転関係1番から2番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、国有地の払い下げとその隣接地について、賃貸から売買へ移行したいとの農地法第3条第1項の申請があった案件であります。</p> <p>本件は、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>なお、この申請に係る農地の図面につきましては、国有地の払い下げについて1ページに掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 山神会長  | <p>この件について第3地区藤野委員長より補足説明があればお願いします。</p>  |
| 藤野委員長 | <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、譲受人は経営規模の拡大を図ることとなります。</p> <p>今までの作付、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。</p> <p>以上です。</p>   |
| 山神会長  | <p>これより所有権移転関係1番から2番について質疑に入ります。</p>  |

|       |  |
|-------|--|
| 委員    | (無しの声)   |
| 山神会長  | これにて質疑を終了いたします。<br>これより議案第1号の所有権移転関係1番から2番について採決します。<br>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。   |
| 委員    | (異議なしの声)   |
| 山神会長  | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br>次に利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。  |
| 渡邊主査  | <b>【議案第1号利用権設定関係1番説明朗読】</b><br>この件につきましては、現在使用貸借契約しているものを賃貸借契約に移行したいとの農地法第3条第1項の申請があった案件であります。<br>本件は、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。<br>なお、現経営地の利用権設定のため、図面を省略しております。<br>以上でございます。 |
| 山神会長  | この件について第2地区石田委員長より補足説明があればお願いします。  |
| 石田委員長 | 当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、使用貸借から賃貸借に変更するだけであり、今までの作付、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。<br>以上です。   |
| 山神会長  | これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。  |
| 委員    | (無しの声)   |
| 山神会長  | これにて質疑を終了いたします。<br>これより議案第1号の利用権設定関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。   |
| 委員    | (異議なしの声)   |

|       |   |
|-------|---|
| 山神会長  | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係2番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。   |
| 渡邊主査  | <p><b>【議案第1号利用権設定関係2番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、貸主が借主に賃貸借したいとの農地法第3条第1項の申請があった案件であります。</p> <p>本件は、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>なお、この申請に係る農地の図面につきましては、2ページに掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 山神会長  | この件について第2地区石田委員長より補足説明があればお願いします。   |
| 石田委員長 | <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、譲受人は経営規模の拡大を図ることとなります。</p> <p>今までの作付、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。</p> <p>以上です。</p>   |
| 山神会長  | これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。   |
| 委員    | (無しの声)  |
| 山神会長  | <p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号の利用権設定関係2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>   |
| 委員    | (異議なしの声)  |
| 山神会長  | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係3番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。   |
| 渡邊主査  | <p><b>【議案第1号利用権設定関係3番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、利用集積の期間満了に伴い、継続して賃貸借したいとの農地法第3条第1項の申請があった案件であります。</p> <p>本件は、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないこと</p>  |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>を確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>なお、現経営地の利用権設定のため、図面を省略しております。</p> <p>以上でございます。</p>   |
| 山神会長  | <p>この件について第 5 地区江口委員長より補足説明があればお願いいたします。</p>  |
| 江口委員長 | <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、賃貸借の更新の案件であり、今までの作付、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思います。</p> <p>以上です。</p>  |
| 山神会長  | <p>これより利用権設定関係 3 番について質疑に入ります。</p>  |
| 委員    | <p>(無しの声)</p>   |
| 山神会長  | <p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号の利用権設定関係 3 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>   |
| 委員    | <p>(異議なしの声)</p>   |
| 山神会長  | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係 1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>   |
| 渡邊主査  | <p>議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の要請について」農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、下記のとおり大空町長に対し農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。平成 28 年 7 月 26 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第 2 号所有権設定関係 1 番説明朗読】</b></p> <p>1 番につきましては、賃貸借から売買への移行の案件です。そのため、図面を省略しております。</p> <p>7 月 1 日に第 2 地区農業委員さんにより、あっせん会が開催されております。</p> <p>また、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて適合しているこ</p> |

|            |  |
|------------|--|
| 山神会長       | <p>とを確認しております。<br/>譲受人の経営面積は、20.9ha。労働力は3人です。<br/>以上でございます。</p> <p>この件について第2地区石田委員長より補足説明があればお願いします。</p>   |
| 石田委員長      | <p>ただ今の事務局の説明のとおりであり、7月1日にあっせん会議を開催しました。</p> <p>また、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>  |
| 山神会長<br>委員 | <p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p> <p>(無しの声)</p>   |
| 山神会長<br>委員 | <p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の所有権移転関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>  |
| 山神会長       | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係1番から2番について借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>   |
| 渡邊主査       | <p><b>【議案第2号利用権設定関係1番から2番説明朗読】</b></p> <p>全件更新の案件であります。そのため、図面を省略しております。</p> <p>また、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>借主の経営面積は、31.4haです。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 山神会長<br>委員 | <p>これより利用権設定関係1番から2番について質疑に入ります。</p> <p>(無しの声)</p>   |

|      |   |
|------|---|
| 山神会長 | これにて質疑を終了いたします。<br>これより議案第2号の利用権設定関係1番から2番について採決します。<br>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。      |
| 委員   | (異議なしの声)  |
| 山神会長 | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br>次に利用権設定関係3番から4番について借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。 |
| 渡邊主査 | <b>【議案第2号利用権設定関係3番から4番説明朗読】</b><br>借主の経営面積は、41.5haです。<br>以上でございます。                    |
| 山神会長 | これより利用権設定関係3番から4番について質疑に入ります。   |
| 委員   | (無しの声)  |
| 山神会長 | これにて質疑を終了いたします。<br>これより議案第2号の利用権設定関係3番から4番について採決します。<br>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。      |
| 委員   | (異議なしの声)  |
| 山神会長 | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br>次に利用権設定関係5番から6番について借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。 |
| 渡邊主査 | <b>【議案第2号利用権設定関係5番から6番説明朗読】</b><br>借主の経営面積は、54.9haです。<br>以上でございます。                    |
| 山神会長 | これより利用権設定関係5番から6番について質疑に入ります。   |
| 委員   | (無しの声)  |
| 山神会長 | これにて質疑を終了いたします。<br>これより議案第2号の利用権設定関係5番から6番について採決します。                                  |



|      |  |
|------|--|
|      | <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>  |
| 委員   | <p>(異議なしの声)</p>  |
| 山神会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br/>次に利用権設定関係 7 番から 8 番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>                                  |
| 渡邊主査 | <p><b>【議案第 2 号利用権設定関係 7 番から 8 番説明朗読】</b><br/>7 番の借主の経営面積は、37.3ha、労働力は 4 人です。<br/>8 番の借主の経営面積は、30.2ha、労働力は 2 人です。<br/>以上でございます。</p> |
| 山神会長 | <p>これより利用権設定関係 7 番から 8 番について質疑に入ります。</p>   |
| 委員   | <p>(無しの声)</p>  |
| 山神会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。<br/>これより議案第 2 号の利用権設定関係 7 番から 8 番について採決します。<br/>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>                                    |
| 委員   | <p>(異議なしの声)</p>  |
| 山神会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br/>次に利用権設定関係 9 番から 10 番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>                                 |
| 渡邊主査 | <p><b>【議案第 2 号利用権設定関係 9 番から 10 番説明朗読】</b><br/>9 番の借主の経営面積は、8 番で説明のとおりです。<br/>10 番の借主の経営面積は、56.7ha です。<br/>以上でございます。</p>            |
| 山神会長 | <p>これより利用権設定関係 9 番から 10 番について質疑に入ります。</p>  |
| 委員   | <p>(無しの声)</p>  |
| 山神会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。<br/>これより議案第 2 号の利用権設定関係 9 番から 10 番について採決しま</p>  |

|      |  |
|------|--|
|      | す。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。   |
| 委員   | (異議なしの声)   |
| 山神会長 | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br>次に利用権設定関係 11 番から 12 番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。  |
| 渡邊主査 | <b>【議案第 2 号利用権設定関係 11 番から 12 番説明】</b><br>11 番の借主の経営面積は、26.3ha、労働力は 3 人です。<br>12 番の借主の経営面積は、47.3ha です。<br>以上でございます。   |
| 山神会長 | これより利用権設定関係 11 番から 12 番について質疑に入ります。  |
| 委員   | (無しの声)   |
| 山神会長 | これにて質疑を終了いたします。<br>これより議案第 2 号の利用権設定関係 11 番から 12 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。   |
| 委員   | (異議なしの声)   |
| 山神会長 | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br>次に利用権設定関係 13 番から 15 番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。  |
| 渡邊主査 | <b>【議案第 2 号利用権設定関係 13 番から 15 番説明朗読】</b><br>13 番の借主の経営面積は、26.0ha、労働力は 5 人です。<br>14 番の借主の経営面積は、40.3ha、労働力は 4 人です。<br>15 番の借主の経営面積は、38.4ha、労働力は 3 人です。<br>以上でございます。 |
| 山神会長 | これより利用権設定関係 13 番から 15 番について質疑に入ります。  |
| 委員   | (無しの声)   |
| 山神会長 | これにて質疑を終了いたします。  |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>これより議案第 2 号の利用権設定関係 13 番から 15 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>  |
| 委員   | (異議なしの声)  |
| 山神会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 16 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>   |
| 渡邊主査 | <p><b>【議案第 2 号利用権設定関係 16 番説明朗読】</b><br/>16 番の借主の経営面積は、15 番で説明のとおりです。以上でございます。</p>   |
| 山神会長 | これより利用権設定関係 16 番について質疑に入ります。  |
| 委員   | (無しの声)  |
| 山神会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。<br/>これより議案第 2 号の利用権設定関係 16 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>   |
| 委員   | (異議なしの声)  |
| 山神会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 17 番から 18 番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>                                    |
| 渡邊主査 | <p><b>【議案第 2 号利用権設定関係 17 番から 18 番説明朗読】</b><br/>17 番の借主の経営面積は、38.6ha、労働力は 5 人です。<br/>18 番の借主の経営面積は、40.3ha、労働力は 4 人です。以上でございます。</p> |
| 山神会長 | これより利用権設定関係 17 番から 18 番について質疑に入ります。   |
| 委員   | (無しの声)  |
| 山神会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。<br/>これより議案第 2 号の利用権設定関係 17 番から 18 番について採決しま</p>  |

|      |   |
|------|---|
|      | す。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。  |
| 委員   | (異議なしの声)  |
| 山神会長 | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br>次に利用権設定関係 19 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。            |
| 渡邊主査 | <b>【議案第 2 号利用権設定関係 19 番説明朗読】</b><br>19 番の借主の経営面積は、17 番で説明のとおりです。<br>以上でございます。     |
| 山神会長 | これより利用権設定関係 19 番について質疑に入ります。  |
| 委員   | (無しの声)  |
| 山神会長 | これにて質疑を終了いたします。<br>これより議案第 2 号の利用権設定関係 19 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。     |
| 委員   | (異議なしの声)  |
| 山神会長 | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br>次に利用権設定関係 20 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。            |
| 渡邊主査 | <b>【議案第 2 号利用権設定関係 20 番説明朗読】</b><br>20 番の借主の経営面積は、51.0ha、労働力は 4 人です。<br>以上でございます。 |
| 山神会長 | これより利用権設定関係 20 番について質疑に入ります。  |
| 委員   | (無しの声)  |
| 山神会長 | これにて質疑を終了いたします。<br>これより議案第 2 号の利用権設定関係 20 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。     |

|       |   |
|-------|---|
| 委員    | (異議なしの声)  |
| 山神会長  | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番から2番について譲渡人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>  |
| 渡邊主査  | <p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。平成28年7月26日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第3号所有権移転関係1番から2番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、平成23年度に農地保有合理化事業を利用し、北海道農業公社が一時保有していた農地を農業者に売却する案件であります。</p> <p>前所有者につきましては、〇さんです。一時貸付者は、〇さんでしたが、本人事情により、農地の取得を断念したため、第5地区委員さんにより、3月17日にあっせんしていただいております。</p> <p>図面は3ページから4ページまでに掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 山神会長  | <p>この件について第5地区江口委員長より補足説明があればお願いします。</p>  |
| 江口委員長 | <p>ただ今の事務局の説明のとおりであり、3月17日にあっせんしております。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、規模拡大による経営力の強化を図ることになります。</p> <p>また、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまます。</p> <p>以上です。</p>  |
| 山神会長  | <p>これより所有権移転関係1番から2番について質疑に入ります。</p>  |
| 委員    | (無しの声)  |

|       |  |
|-------|--|
| 山神会長  | <p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号の所有権移転関係1番から2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>  |
| 委員    | (異議なしの声)   |
| 山神会長  | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。</p> <p>買入協議の要請1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>  |
| 渡邊主査  | <p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第1項及び同条第2項に基づく調整を行った結果、農地保有合理化法人による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするように要請することについて審議を求める。平成28年7月26日提出 大空町農業委員会 会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第4号1番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、申出者が貸付していた農地を借主である○氏に売買するものです。</p> <p>申出者よりあっせんの申出を受け、第2地区農業委員さんにより7月1日にあっせん会を行っております。</p> <p>○氏が公社からの買受け予定者になります。経営面積は24.6ha、労働力は1人です。</p> <p>あっせんによる売買価格は、○が10a当たり20万円、■○が10a当たり10万8千円で、総額1,175万3千円です。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。</p> <p>この申請に係る図面は、賃貸借からの移行ですので省略しております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 山神会長  | この件について第2地区石田委員長より補足説明があればお願いします。  |
| 石田委員長 | この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買入れすることが適当と判断しました。   |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>以上です。</p>   |
| 山神会長  | <p>これより買入協議の要請 1 番について質疑に入ります。</p>   |
| 委員    | <p>(無しの声)</p>  |
| 山神会長  | <p>これにて質疑を終了いたします。<br/>これより議案第 4 号の買入協議の要請 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>   |
| 委員    | <p>(異議なしの声)</p>  |
| 山神会長  | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br/>次に買入協議の要請 2 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>  |
| 渡邊主査  | <p><b>【議案第 4 号 2 番説明朗読】</b><br/>この件につきましては、申出者が貸付していた農地を借主である○氏及び○に売買するものです。申し出者よりあっせんの申出を受け、第 3 地区農業委員さんにより 5 月 26 日にあっせん会を行っております。<br/>○については、○氏が公社からの買受け予定者になります。経営面積は 43.5ha、労働力は 3 人です。あっせんによる売買価格は、10a 当たり 16 万で、総額 302 万 4 千円です。<br/>残りについては、○が公社からの買受け予定者になります。経営面積は 58.7ha、構成員は 1 人です。あっせんによる売買価格は、○から○が 10a 当たり 10 万、○までが 10a 当たり 15 万、残りが 10a 当たり 20 万、総額 1,511 万 9 千円です。<br/>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。<br/>この申請に係る図面は、賃貸借からの移行ですので省略しております。<br/>以上でございます。</p> |
| 山神会長  | <p>この件について第 3 地区藤野委員長より補足説明があればお願いします。</p>   |
| 藤野委員長 | <p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず 5 年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p>   |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>以上です。</p>   |
| 山神会長 | <p>これより買入協議の要請 2 番について質疑に入ります。</p>   |
| 委員   | <p>(無しの声)</p>  |
| 山神会長 | <p>これにて質疑を終了いたします。<br/>これより議案第 4 号の買入協議の要請 2 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>   |
| 委員   | <p>(異議なしの声)</p>  |
| 山神会長 | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br/>次に買入協議の要請 3 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>  |
| 渡邊主査 | <p><b>【議案第 4 号 3 番説明朗読】</b><br/>この件につきましては、申出者の規模縮小に伴い、売買するものです。申し出者よりあっせんの申出を受け、第 3 地区農業委員さんにより 6 月 21 日にあっせん会を行っております。<br/>○については、○氏が公社からの買受け予定者になります。経営面積は 22.0ha、労働力は 3 人です。あっせんによる売買価格は、10a 当たり 27 万で、総額 1,080 万円です。<br/>○から○までについては、○氏が公社からの買受け予定者になります。経営面積は 14.6ha、労働力は 2 人です。あっせんによる売買価格は、10a 当たり 20 万で、総額 526 万 2 千円です。<br/>○から○までについては○氏が公社からの買受け予定者になります。経営面積は 32.4ha、労働力は 2 人です。あっせんによる売買価格は、10a 当たり 20 万で、総額 292 万円です。<br/>○から○までについては、○氏が公社からの買受け予定者になります。経営面積は 38.7ha、労働力は 2 人です。あっせんによる売買価格は、10a 当たり 27 万円で、総額 594 万円です。<br/>残りについては、○氏が公社からの買受け予定者になります。経営面積は 52.8ha、労働力は 4 人です。あっせんによる売買価格は、10a 当たり 19 万 9 千円で、総額 427 万 1 千円です。あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。<br/>図面は、5 ページに掲載しております。<br/>以上でございます。</p> |



|       |  |
|-------|--|
| 山神会長  | この件について第 3 地区藤野委員長より補足説明があればお願いします。  |
| 藤野委員長 | この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず 5 年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。<br>以上です。   |
| 山神会長  | これより買入協議の要請 3 番について質疑に入ります。  |
| 委員    | (無しの声)   |
| 山神会長  | これにて質疑を終了いたします。<br>これより議案第 4 号の買入協議の要請 3 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。   |
| 委員    | (異議なしの声)   |
| 山神会長  | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br>次に買入協議の要請 4 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。  |
| 渡邊主査  | <p><b>【議案第 4 号 4 番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、申出者の離農に伴い、売買するものです。<br/>申し出者よりあっせんの申出を受け、第 5 地区農業委員さんにより 2 月 29 日にあっせん会を行っております。</p> <p>○から○までについては、○氏が公社からの買受け予定者になります。経営面積は 15.3ha、労働力は 4 人です。あっせんによる売買価格は、10a 当たり 21 万で、総額 472 万 6 千円です。</p> <p>残りについては、○氏が公社からの買受け予定者になります。経営面積は 24.0ha、労働力は 2 人です。あっせんによる売買価格は、10a 当たり 21 万で、総額 680 万です。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。</p> <p>図面は、6 ページに掲載しております。<br/>以上でございます。</p> |

|       |  |
|-------|--|
| 山神会長  | この件について第 5 地区江口委員長より補足説明があればお願いします。<br>す。  |
| 江口委員長 | この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず 5 年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買入れすることが適当と判断しました。<br>以上です。  |
| 山神会長  | これより買入協議の要請 4 番について質疑に入ります。  |
| 委員    | (無しの声)   |
| 山神会長  | これにて質疑を終了いたします。<br>これより議案第 4 号の買入協議の要請 4 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。   |
| 委員    | (異議なしの声)   |
| 山神会長  | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br>次に買入協議の要請 5 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。  |
| 渡邊主査  | <p><b>【議案第 4 号 5 番説明朗読】</b></p> <p>5 番 6 番につきましては、昨年 12 月の総会において、買入協議の議決をいただきましたが、公社都合により、次年度に移行するため、再度議決をいただくものです。図面については、過去に示しておりますので、省略いたします。</p> <p>賃貸借をしていた農地を売買する案件であります。</p> <p>○については、○さんが公社からの買受け予定者になります。経営面積は 17.9ha。労働力は 4 人です。あっせんによる売買価格は、総額 554 万 2 千円です。</p> <p>○から○までについては、○さんが公社からの買受け予定者になります。経営面積及び労働力は 4 番で説明したとおりです。あっせんによる売買価格は、総額 639 万 7 千円です。</p> <p>○から○までについては、○さんが公社からの買受け予定者になります。経営面積は、82.5ha。構成員は、1 人です。あっせんによる売買価格は、総額 1,799 万 1 千円です。</p> <p>以上でございます。</p> |

|      |   |
|------|---|
| 山神会長 | これより買入協議の要請 5 番について質疑に入ります。   |
| 委員   | (無しの声)  |
| 山神会長 | これにて質疑を終了いたします。<br>これより議案第 4 号の買入協議の要請 5 番について採決します。本案は、<br>原案のとおり決するにご異議ありませんか。  |
| 委員   | (異議なしの声)  |
| 山神会長 | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br>次に買入協議の要請 6 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。   |
| 渡邊主査 | <b>【議案第 4 号 6 番説明朗読】</b><br>○から○までについては、○さんが公社からの買受け予定者になります。<br>経営面積及び労働力は 5 番で説明したとおりです。あっせんによる売<br>買価格は、総額 521 万 9 千円です。<br>○から○までについては、○さんが公社からの買受け予定者になります。<br>経営移譲及び労働力は 5 番で説明したとおりです。あっせんによる売<br>買価格は、総額 656 万 9 千円です。<br>○から○までについては、○さんが公社からの買受け予定者になりま<br>す。経営移譲及び労働力は 5 番で説明したとおりです。あっせんによる売<br>買価格は、総額 1,242 万円です<br>以上でございます。 |
| 山神会長 | これより買入協議の要請 6 番について質疑に入ります。   |
| 委員   | (無しの声)  |
| 山神会長 | これにて質疑を終了いたします。<br>これより議案第 4 号の買入協議の要請 6 番について採決します。本案は、<br>原案のとおり決するにご異議ありませんか。  |
| 委員   | (異議なしの声)  |
| 山神会長 | ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。<br>次に議案第 5 号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。<br>1 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。   |

|       |   |
|-------|---|
| 渡邊主査  | <p>議案第 5 号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規程に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。平成 28 年 7 月 26 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第 5 号 1 番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、7 月 1 日に第 2 地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。</p> <p>申請地は、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。</p> <p>なお、図面につきましては、8 ページに掲載しておりますのでご参照願います。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 山神会長  | <p>この件について現地調査された第 2 地区石田委員長より補足説明があればお願いします。</p>   |
| 石田委員長 | <p>当案件につきましては 7 月 1 日に第 2 地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが結果については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です。</p>  |
| 山神会長  | <p>これより 1 番について質疑に入ります。</p>   |
| 委員    | <p>(無しの声)</p>   |
| 山神会長  | <p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 5 号の 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>  |
| 委員    | <p>(異議なしの声)</p>   |
| 山神会長  | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に 2 番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>   |
| 渡邊主査  | <p><b>【議案第 5 号 2 番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、7 月 25 日に第 3 地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。</p> <p>申請地は、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。</p>   |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>す。</p> <p>なお、図面につきましては、9 ページに掲載しておりますのでご参照願います。</p> <p>以上です。</p>   |
| 山神会長  | <p>この件について現地調査された第3地区藤野委員長より補足説明があればお願いします。</p>   |
| 藤野委員長 | <p>当案件につきましては、7月25日に第3地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが結果については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です。</p>  |
| 山神会長  | <p>これより2番について質疑に入ります。</p>   |
| 委員    | <p>(無しの声)</p>   |
| 山神会長  | <p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第5号の2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>  |
| 委員    | <p>(異議なしの声)</p>   |
| 山神会長  | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。渡邊主査。</p>                                |
| 渡邊主査  | <p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。平成28年7月26日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【報告1号説明朗読】</b></p> |
| 山神会長  | <p>この件について何かご意見ございませんか。</p>   |
| 委員    | <p>(無しの声)</p>   |
| 山神会長  | <p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで総会を閉じます。ご苦勞様でした。</p>   |

|  |   |
|--|---|
|  | 引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。<br>(午後 2 時 59 分) |
|--|---|